

第4期芽室町総合計画（原案）へのパブリックコメントと対応

受付 番号	受付 月日	意 見	対 応
1	10.23	<p>芽高は移転してから何年になりますか？どんな意見を出しても公共の場所だから駄目。予算が無いから駄目。町長、町議さんは意見は出ないのですか？農協も中心街から抜けるし、芽高跡地には他市町村に先駆けて介護老人ホームを建設してほしいと思います。</p>	<p>芽室高校は、昭和58年12月に東芽室地区に移転してから24年が経過したところであり、これまでの間、芽高跡地の利活用については様々な検討・議論がなされましたが、町としてその用途を明確に定めていない状況にありました。</p> <p>しかし、芽高跡地は市街地における大きな遊休地であることから、第4期芽室町総合計画の策定とあわせて、有効活用に向けた検討を行ってきました。</p>
2	11.15	<p>芽高跡地について率直に申し上げます。</p> <p>芽室町においても毎年高齢者が増え続けている今日、まず第一に何が頭に浮かぶかといえば、高齢者がこの地元で安心して老後を過ごせる施設が確保されることが一番大事な事だと思います。このことは、他人事ではなく、皆が迎えることなのです。今、自分が少々若いからといっていても、未来を考えると、安心して芽室町に在住できるのでしょうか。</p> <p>年をとってから、あちらこちらと見知らぬ所にたらい回しにされる惨めさは早く死ぬといっているのと同じことです。この世に生まれたからには、誰もが通る道です。他人事ではありません。町の行政としても真剣に検討してください。</p>	<p>第4期芽室町総合計画では、10年後のまちの将来像を「みどりの中で 子どもにやさしく 思いやりと活力に満ちた協働のまち」とし、高齢者の方々をはじめ、すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく考えです。</p> <p>その上で、芽高跡地については、保健・福祉・医療ゾーンとして位置付け、保育所や特別養護老人ホームの建替えなどによる利活用を検討しているところです。今後、施設の建設時期なども含め詳細を定めるものとしていきたいと考えております。</p>
3	11.21	<p>第5節基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり</p> <p>5-1-1 徹底した情報公開と説明</p> <p>(1)現状と課題 ～そよ風トークほか各種説明会や、地域担当職員制度による説明など、町民の皆さんと町が直接対話を行う機会を充実～</p> <p>5-1-2 町民参加の促進</p> <p>(2)施策の主な内容 ～文字情報だけに偏らずに、言葉による情報発信を意識した双方向・対話型の町民参加手法の検討～</p>	

受付 番号	受付 月日	意 見	対 応
		<p>何年も手話を学習してきて感じる町への疑問・また町民参加を訴える町への想いです。</p> <p>上記の内容について、^{※1}聴覚障害者への文字情報だけに偏らない情報発信、双方向・対話型町民参加をどのようにお考えなのか・・・。</p> <p>全町民対象の説明会等について、広報・折り込みチラシ・ポスター等に手話通訳・要約筆者をつける旨の表記がされるべきであると、常に感じています。「託児が必要な方はお申し込みください」とあっても「手話通訳・要約筆記が必要な方はお申し込みください」と無いのはなぜなのか。</p> <p>町は、本当にすべての町民に平等に説明するつもりがあるのか。知りたいと思う町民がいる場合、説明する責任が町にはあると考えます。説明したい町、相手が^{※2}聾者だった場合お互いに理解しあいたいと考えるのであれば、間に手話通訳者をおくことは必要であり不可欠なことだと感じます。</p> <p>現在、障害者自立支援法・コミュニケーション支援法により無料で手話通訳が派遣されるとはいえ、主催者も相手に伝えたい思いがあるのならば、手話通訳の用意があって然るべきなのではないでしょうか。</p> <p>※1 聴覚障害者 中途失調者や手話を勉強していない方などすべての方という意味で使用 ※2 日本手話を第一言語として生活している意味で使用</p>	<p>第4期芽室町総合計画では、町政に関する情報は町民の皆さんと町の共有財産であるとの考えのもと、情報公開や対話による説明の機会を確保し、効果的なタイミングで説明責任を発揮するよう努めていく考えです。</p> <p>このため、聴覚に障がいのある方への情報提供が円滑になされることは重要なことと考えており、必要に応じて的確な手話通訳の提供ができるよう努めていきます。</p>
		<p>第1節基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり</p> <p>1-3-1 地域で支え合う福祉社会の充実</p> <p>(3)施策の内容</p> <p>①地域のおける支え合い活動の推進 ～地域福祉を推進する人材の育成～</p> <p>について、ボランティアの育成だけでなく、手話通訳者・要約筆者の育成・養成の項目をぜひ入れていただきたい。</p>	<p>手話通訳者・要約筆者の育成・養成も含め個人の資格取得については、個人の負担で行うべきと考えますが、施策にある地域福祉を推進する手話通訳・要約筆記の人材育成も非常に重要であると考えています。</p> <p>しかし、町単独で講座等の開催は困難であることから、帯広市が実施する手話奉仕員養成研修講座に芽室町民の参加枠の確保について協議していきます。</p> <p>また、道が実施する手話通訳者養成研修講座についても受講の案内を行います。</p> <p>なお、ろうあ者が必要なときに必要な情報が得られるように</p>

受付 番号	受付 月日	意 見	対 応
		<p>その理由について</p> <p>現在、7名の町の手話通訳者として登録されているが、手話通訳士の資格をもった者がいないという状況は聴覚障害者のニーズに十分応え、手話通訳派遣事業を円滑に実施できる水準になく、人材の養成は急務と考えられます。今すぐに十分な体制を整えるのは困難とは思いますが、町が独自の派遣事業を行っている以上、養成事業を拡充する必要があると考えられ、手話通訳人材養成の体制整備を総合計画に盛り込む必要性を強く感じます。</p> <p>町では予算がないということをすぐに言われるが、現在、障害者自立支援法コミュニケーション支援における手話通訳派遣事業において社会福祉協議会が行っているコーディネート業務（手話通訳コーディネートの常識として電話連絡による日程調整だけをコーディネートとはよびませんが）に対して支払われている通訳1回につき2,200円は、ほとんど電話での日程調整しか行っていないコーディネートに支払うには高すぎる金額で無駄にお金を使っていると思われ、社会福祉協議会へのコーディネート業務の依頼をやめ、保健福祉課が自らコーディネート業務を行うことによって支払わなくて済む2,200円を養成事業の予算とすることは可能なことではないのでしょうか。</p>	<p>することが最も重視すべきことと考えることから、ろうあ者に対する確かな手話通訳の提供ができるようコミュニケーション支援事業の実施方法について再検討しているところです。</p>